

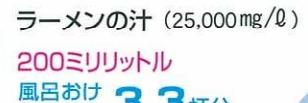
河川や湖沼・東京湾の汚れは、未処理の生活排水が主な原因です。



台所から出る
排水に
注意してね!!

もし、これだけの汚れのもとを
家庭から流すと…!

魚がすめる水質にするために必要な水の量は浴槽何杯分?



()内は汚れの程度BOD(単位mg/l)

河川などの汚れの原因是主に家庭から排出される生活排水といわれています。私たちが、日頃何気なく流してしまっている米のとぎ汁やラーメンの残り汁などが、河川や湖沼、海の水を汚してしまっているのです。

浄化槽の
使い方を
守りましょ

ブロワー(モーター)の電源は切らないこと

浄化槽には、常に空気を送り込む必要がありますので、ブロワー(モーター)の電源は切らないでください。
また、腐敗タンク方式の場合は通気口をふさがないでください。

劇薬を含む洗剤の使用は避けること

便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまう事があります。便器の汚れは、なるべく早めにぬるま湯や薄い石鹼液で落としてください。

台所からの排水について

油脂類はできるだけ浄化槽内に流入させないでください。
(フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。)

浄化槽の上部又は周辺には、物を置かないこと

保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。

トイレットペーパーを

必ずトイレットペーパーを使用するようにしてください。(できるだけ再生紙が好ましい。)新聞紙、タバコの吸い殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に流さないでください。

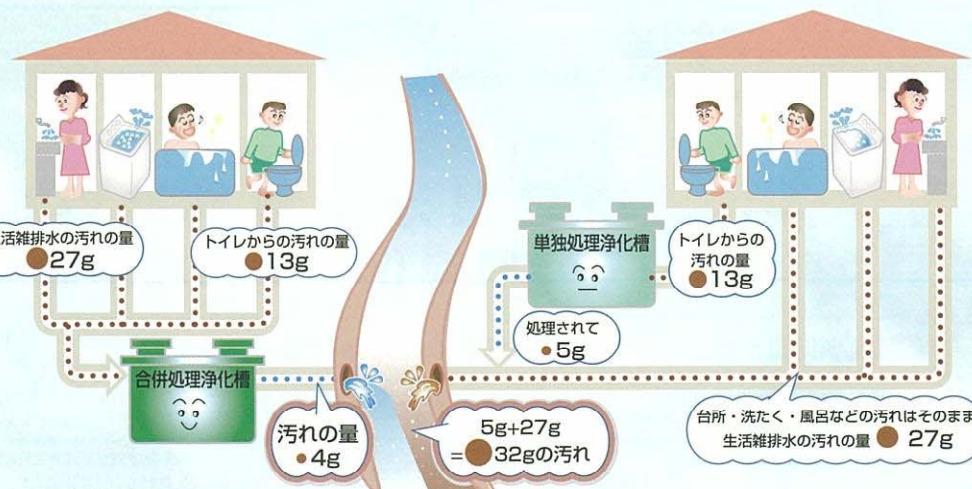
故障や異常が発生した場合は…

異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまった場合には直ちに保守点検業者に連絡し修理してください。また、困った時は浄化槽に関する相談窓口を利用してください。

合併処理浄化槽を設置すると生活排水がこんなにきれいになります。

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽を設置している場合に比べ、河川などに放流される汚れの量が8分の1になります。

合併処理浄化槽を設置することで、生活排水をきれいにしてから自然にかえすことができます。現在使われている浄化槽は、ほとんどが生活排水を処理できない単独処理浄化槽(みなし浄化槽)です。平成13年4月からは原則として、新設の浄化槽は合併処理浄化槽になり、併せて既存の浄化槽も合併処理浄化槽への転換に努めるよう定められました。



*BOD(生物化学的酸素要求量)というのは、水の汚れ(有機物)が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量で、BODの数値が高ければ、それだけ汚れが多いと言えます。



浄化槽機能保証制度に加入しましょう

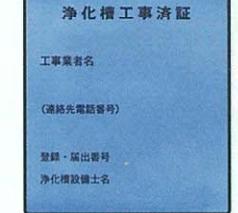
制度の概要

この制度は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会に登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、原因者を明らかにして当該原因者による補修等を確保するものです。

一方、原因者が特定できない場合や、原因者が倒産するなど原因者による措置が困難な場合には、(一社)全国浄化槽団体連合会が、その補修の費用をお支払いします。

保証期間 使用開始から10年間

お問い合わせ (一社)千葉県浄化槽協会 電話 043-246-2355

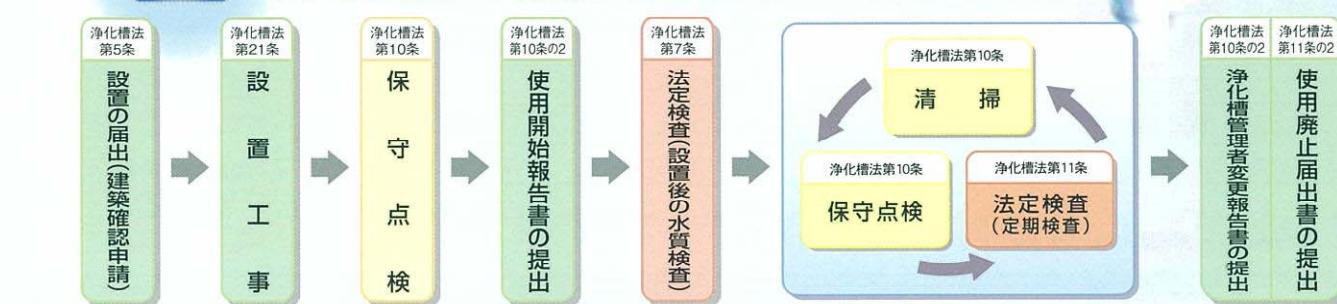


工事完了後は千葉県の指導要綱に定められている「浄化槽工事済証」を貼付しましょう。

浄化槽の設置工事は登録業者に依頼しましょう

浄化槽設置工事は登録業者による施工が法律で義務づけられています

浄化槽の設置と正しいおつきあい



定期的に保守点検・清掃を実施しましょう

保守点検の委託は、知事又は千葉市長・船橋市長・柏市長の登録を受けた業者へ

浄化槽の使用者は、浄化槽を常に良好な状態に保っておくため、定期的に保守点検をする義務があります。(浄化槽法第10条)
また、保守点検を行うだけの専門的な技術をもっていない場合は、知事又は千葉市長・船橋市長・柏市長の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

保守点検の回数

保守点検の回数は、法律によって定められています。(環境省令第6条)

なお、この回数はあくまでも最低限必要な回数ですので、用途や浄化槽の構造等に応じて回数を増やすことが必要です。

合併処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
分離接触ばっ氣方式、嫌気ろ床接触ばっ氣方式又は脱窒ろ床接触ばっ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽		1週
2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に挙げるものを除く)		2週
3 1及び2に挙げる浄化槽以外の浄化槽		3月

単独処理浄化槽(みなし処理槽)

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
全ばっ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
3 処理対象人員が300人以上の浄化槽		1月
分離接触ばっ氣方式、分離ばっ氣方式又は単純ばっ氣方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式	3 処理対象人員が300人以上の浄化槽	2月
		6月

清掃の委託は、市町村の許可を受けた業者へ

浄化槽内部では汚泥などが徐々にたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出してしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因ともなります。

保守点検業者の指示に従い、市町村の許可を受けた業者に依頼して適切に清掃をしてください。

また、必ず浄化槽は元の水位まで水張りをしてから使用してください。

なお、清掃の回数は法律によって年1回以上と定められています。

